

平成27年10月27日

## 「ふくおかフィナンシャルグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」の制定について

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（取締役社長 柴戸 隆成）は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、実効性の高いコーポレートガバナンスの実現に向けた基本的な考え方やその運営指針を定めた「ふくおかフィナンシャルグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます。）を制定しましたので、お知らせいたします。

本ガイドラインの制定の目的および概要は、以下のとおりです。

### 1. 本ガイドライン制定の目的

当社グループは、株主、お客さま、地域社会、従業員等のあらゆるステークホルダーの皆さまに対し価値創造を提供する金融グループを目指すことをグループ経営理念として掲げ、経営の基本方針としております。

このグループ経営理念のもと、当社は、グループを統括する持株会社として、グループの経営資源を適切に活用しグループ全体を健全かつ適切に運営するため、コーポレートガバナンスに関する当社の基本的な考え方やその運営指針を定めるものとして、本ガイドラインを制定いたしました。

本ガイドラインを指針とし、より実効性の高いコーポレートガバナンスの実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

### 2. 本ガイドラインの概要

#### (1) 株主等ステークホルダーとの関係

##### ① 株主との関係

株主の皆さまが権利を適切に行使するための環境を整備するとともに、建設的な対話を進めていくための取組み方針を定めております。〔第16条、他〕

株主総会招集通知の早期発送・開示や個別の投資家訪問・説明会等、株主の適切な権利行使に資する取組みを引き続き実施してまいります。

##### ② 株主以外のステークホルダーとの関係

お客さま・地域社会・従業員等を尊重し、適切な関係を築くため、コンプライアンスやCSRに関する基本的な考え方を定めております。〔第19条〕

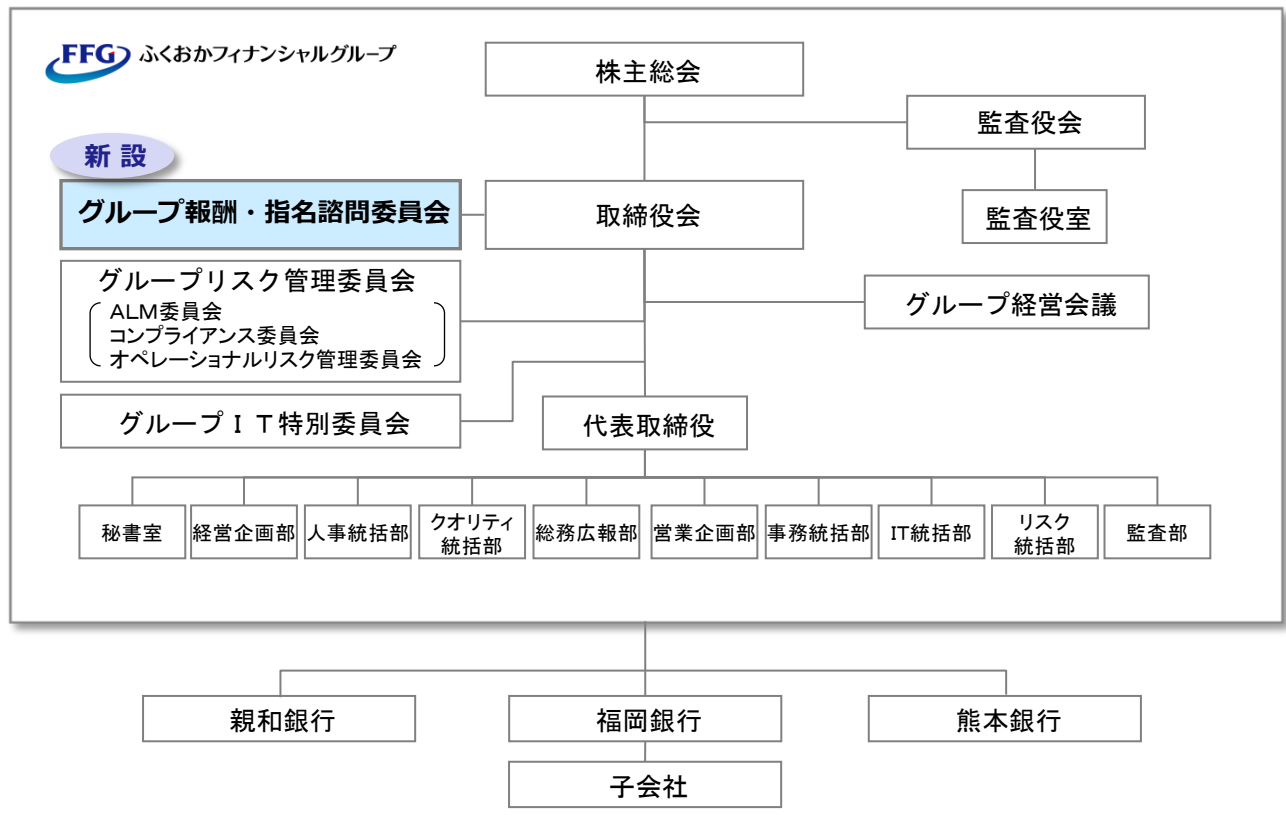
当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、様々なステークホルダーの皆さまとの適切な協働に努めてまいります。

## (2) 社外役員を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置

経営陣の報酬や選解任に関する事項を審議する取締役会の諮問機関として、「グループ報酬・指名諮問委員会」を設置いたしました。〔第13条、他〕

本諮問委員会の委員は、その過半数を社外役員とすることとしております。社外役員が独立・客観的な立場で意思決定プロセスに関与することで、意思決定の透明性・公正性を更に高めてまいります。

【参考】当社のコーポレートガバナンス体制図




## (3) 社外役員の独立性判断基準の策定

当社が社外役員に対して求める独立性の要件を「ふくおかフィナンシャルグループ 独立性判断基準」として定めております。〔本ガイドライン別紙〕

当社の独立性に関する考え方を具体的にお示しすることで、株主等ステークホルダーの皆さまに当社社外役員の独立性を客観的にご判断いただけるものと考えております。

なお、当社の現任の社外役員は、全て本基準に定める独立性の要件を満たしております。

本ガイドラインの詳細につきましては、以下をご参照ください。

 [ふくおかフィナンシャルグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン](#)

以上

《 本件に関するご照会先 》  
ふくおかフィナンシャルグループ 経営企画部 小澄  
TEL 092 - 723 - 2622